



2016年5月25日

各 位

会 社 名 日本ペイントホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田堂 哲志
(コード番号：4612 東証第一部)
問 合 せ 先 IR広報部長 持田 由希子
(TEL 06-6455-9140)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第191回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、グローバルな事業運営の推進、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性を向上させるため、また、将来の適用を検討している国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく存じます。

これに伴い、現行定款第13条（株主総会招集の時期）、第14条（定時株主総会の基準日）、第38条（事業年度）、第39条（期末配当および基準日）および第40条（中間配当および基準日）に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第191期事業年度は、平成28年4月1日から平成28年12月31日までの9か月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年6月28日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成28年6月28日（火曜日）

なお、決算期の変更につきましては、平成28年4月28日に公表しました「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会招集の時期)</p> <p>第 13 条①当会社の定時株主総会は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から 3 か月以内に招集する。</p> <p>②前項のほか必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第 39 条 当会社は、毎年 <u>3</u> 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第 40 条 当会社は、毎年 <u>9</u> 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会招集の時期)</p> <p>第 13 条①当会社の定時株主総会は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から 3 か月以内に招集する。</p> <p>②前項のほか必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第 39 条 当会社は、毎年 <u>12</u> 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第 40 条 当会社は、毎年 <u>6</u> 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第 38 条(事業年度)の規定にかかわらず、第 191 期事業年度は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第 40 条(中間配当および基準日)の規定にかかわらず、第 191 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 28 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、第 191 期事業年度終了後これを削除する。</u></p>